

International tax alert

海外タックスデスク ニュース

インド財務大臣演説に基づく 2012年度財政法案の修正

エグゼクティブ・サマリー

インド財務大臣が2012年3月16日の議会で発表した2012年度財政法案(Finance Bill)には、一般的租税回避規定(GAAR: General Anti-Avoidance Rules)の導入や在インド資産の間接譲渡に対する課税等、インド税法に大きな影響を及ぼす多数の改正案が含まれていました。しかし、これらの改正案の一部については、今後負の影響をもたらす可能性があるとして、過去数週間にわたり多くの抗議の声が寄せられていました。財務大臣は、これらの反対意見を考慮した形で、同法案の一部修正に向けて動きました。その一つが、GAAR導入日を、当初案で示された2012年4月1日から1年延期し、2013年4月1日とすることです。一方、同じく当初案で示されていた在インド資産間接譲渡課税については今のところ修正案は出されていません。ただし、今回の法案はインドが締結する複数の租税条約の無効を意図するものではないと財務大臣は言及しています。本タックス・アラートは、2012年5月7日に財務大臣が議会で演説した際に、修正案に関して発言した内容をまとめたものです。

2012年度財政法案の修正案

一般的租税回避規定(GAAR)

納税者及び税務当局がGAARに関連した課題に対処する時間が確保できるよう、導入時期を1年先延ばしにし、2013/14事業年度以降の所得についてGAARの適用が開始されることになります。この他にも財務大臣は、GAAR条項について以下の修正を提案しています。

- ▶ 取引が容認できない租税回避にあたる取引ではないとする立証責任を、全面的に納税者に負わせることはしない
- ▶ 客観性及び透明性確保のため、GAAR承認パネルに法務省の局次長以上の役職者を独立メンバーとして参加させる
- ▶ 居住者・非居住者共に全ての納税者は、予定している取引のGAAR適用性に関し、事前裁定当局(AAR: Authority for Advance Rulings)の確認をとることができる

財務大臣はまた、GAAR条項の明確化と確実性確保のため、税務当局高官が委員長を務める委員会が既に設置され、今後、同条項施行規則やガイドラインに関する提言を行うとしています。同委員会は、2012年5月31日までに提言をまとめ提出する予定です。

法律解釈の遡及的明確化

財務大臣は、在インド資産間接譲渡課税について、今回の2012年度財政法案における法律解釈の遡及的明確化は、インドが締結する租税条約に優越するものではないと明言し、影響を受けるのは、インドと租税条約を締結していない低税率国或いは非課税国を経由して取引されたケースのみとしています。

財務大臣はまた、今回の遡及的明確化¹が、既に確定した更正命令の再審に使用されることはないとも明言しています。この方針については、2012年度財政法案の議会承認後に、直接税中央委員会(CBDT: The Central Board of Direct Taxes)から方針通達が出される予定です。

その他の条項

- ▶ プライベートエクイティ投資家及びその他非居住投資家と、外国機関投資家(FIIs: Foreign Institutional Investors)との平等を期すため、非上場株式売却から生じた長期キャピタルゲインに対する税率を20%から10%へ引き下げる。
- ▶ 非上場株式売却からの長期キャピタルゲインの免税特典は、新規株式公開にも拡大適用される。非上場株式売却に課せられる0.2%の有価証券取引税(STT: Securities Transaction Tax)は課税される。
- ▶ 新興企業に投資する「エンジェル」投資家は、免税対象となる投資家として区分される旨通知される。
- ▶ インフラ分野の対外商業借入を対象とした5%の低減源泉税率は、特定分野の事業に携わる企業だけでなく、全ての事業分野に拡大適用される。同低減税率はまた、通常の借入に加え長期インフラ債によって調達した資金にも利用可能である。
- ▶ 外国銀行インド支店の税務上中立的な子会社化に関する条項が盛り込まれた。
- ▶ 資産譲渡に源泉徴収税を課す案は取り下げとなった。
- ▶ 金銀地金及び宝石取引における不明な資金の流れを抑制するため、20万インドルピー以上の現金取引を対象に、販売価格の1%を売手側が買手側から徴収(TCS: collection of tax at source)する法案が出されている。なお、宝石取引のハードルは50万インドルピーに引き上げられている。また、「金銀地金」には、硬貨や10グラム以下の物品が含まれない旨が明示された。

1 財務大臣の演説からは、これに間接譲渡課税とロイヤリティー定義の拡大が含まれるか否かは不明である。

コメント

2012年度財政法案で示された提案の多くは、インドの投資及び事業環境に負の影響を与えかねないとして懸念されるものでした。企業としては、今回提案された特定の修正案や、今後発行が予測される行政上のガイダンスを精査し、今回の修正が投資家の懸念を払拭できるものか否かを検討する必要があるでしょう。しかし、財務大臣の今回の発言は、これら懸念事項の一部に対し、現実的なアプローチを採用する政府の姿勢を示唆する内容と言えます。また、GAAR適用開始時期が1年先延ばしにされたことで、納税者には、自社の既存ストラクチャーへの影響を検討するための妥当な期間が確保されたことになります。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

ナグ ニラドリ* シニアマネージャー +81 3 3506 2446 niladri.nag@jp.ey.com

*日本語可

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20120514-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなひください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。